

〈金融機関用〉



町田市中小企業融資制度 事務の手引き

2025年度



町田市 経済観光部 産業政策課

〒194-8520 町田市森野 2-2-22
市庁舎 9 階 (906 窓口)

電話 042-724-2129

FAX 050-3101-9615

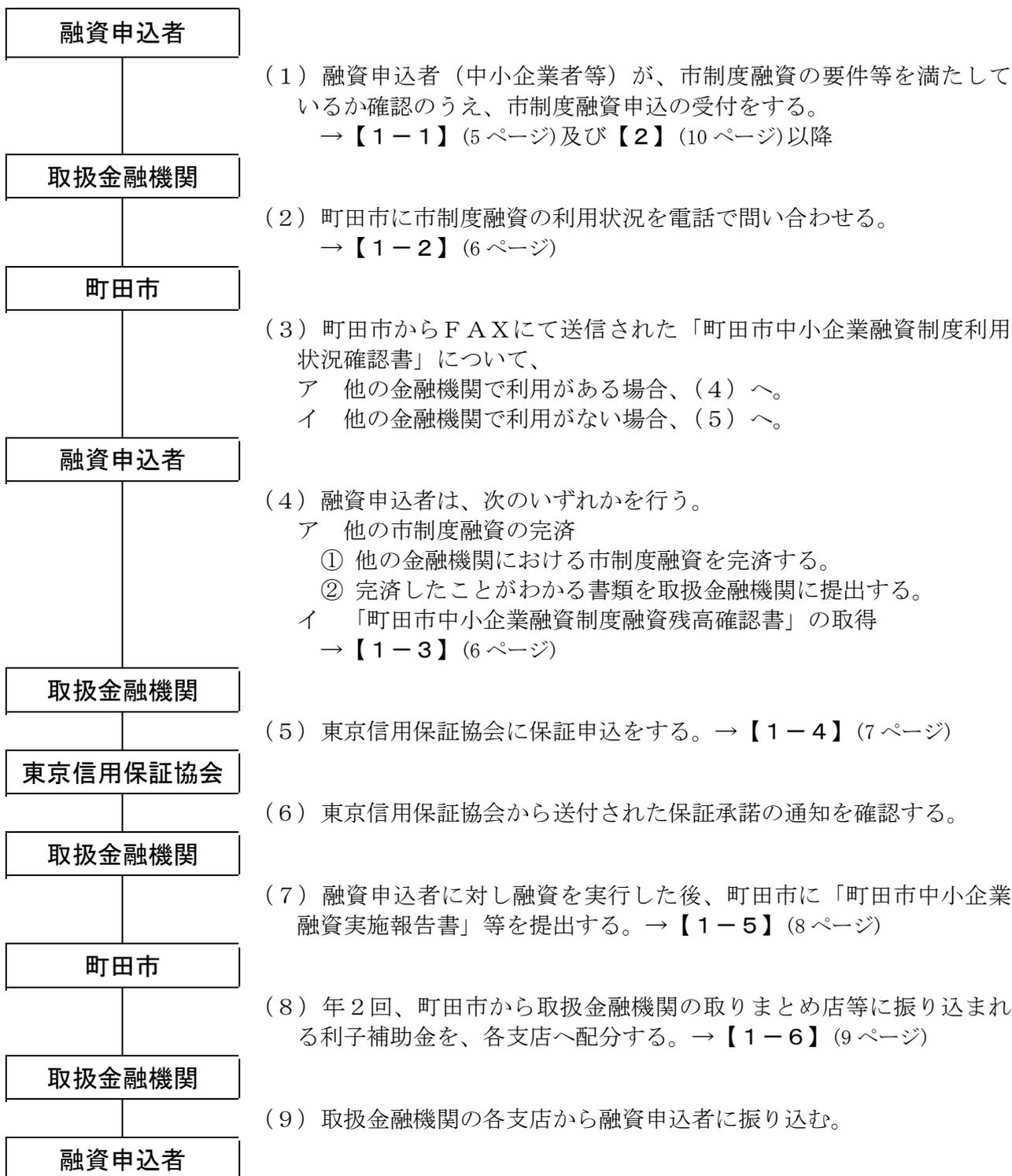


目次

1 町田市中小企業融資制度の概要	4
1-1 基本要件	5
1-2 市制度融資の利用状況確認	6
1-3 市制度融資の残高確認	6
1-4 東京信用保証協会への保証申込	7
1-5 町田市への提出書類	8
1-6 利子補助金の交付手続き	9
2 市制度融資における各資金の概要	10
2-1 運転資金	10
2-2 設備資金	12
2-3 小規模企業特別資金（小口零細企業保証制度）	14
2-4 創業資金	16
2-5 緊急資金	18
2-6 事業承継資金（一般）	20
2-7 事業承継資金（承継者個人）	23
2-8 まちだECO TO(いーこと)整備資金	25
3 実施報告書提出後の融資変更等	27
3-1 利子補助が終了となる主な事例	27
3-2 その他報告が必要な主な事例	27
4 市制度融資完済者等の確認	28
5 利子補助金の返還	28
6 Q & A	29
7 様式・記入例	39

1 町田市中小企業融資制度の概要

町田市では、市内の中小企業者が事業を行っていくうえで必要な運転資金や設備資金等を円滑に調達できるよう、町田市中小企業融資制度を利用し、取扱金融機関が中小企業者に対して実行した融資（以下「市制度融資」という。）について、利子の一部を補助しています。



1-1 基本要件

市制度融資をご利用いただける方は、原則として、本要件及び11ページ以降に掲載しています各資金の個別要件を満たしている中小企業者等です。

なお、新たに中小企業者として創業しようとする方（創業者）は、創業後に要件を満たすことが確認できる場合ご利用いただけます。

(1) 中小企業者又は組合であること。(中小企業信用保険法第2条第1項)

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業	医療法人等
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	条件なし
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下

※「従業員」は「予め解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）を指します。会社役員は従業員には該当しませんが、パート・アルバイト・派遣社員等は、個別の判断となります。

(2) <法人の場合> 次のいずれかに該当すること

ア 町田市内に本店登記を行っていること。

ただし、本店に事業実態がない場合は東京都内に事業所を有することが必要です。

イ 本店登記が市外の場合、市内に事業所を有すること。

<個人の場合> 次のいずれかに該当すること

ア 町田市に住民登録を行い、かつ現に居住していること。

イ 住民登録地が市外の場合、市内に事業所を有すること。

(3) 1年以上事業を継続していること。市外から転入の場合、他市町村での営業期間も含む。

ただし、「創業資金」及び「事業承継資金（一般）」の承継者が創業者の場合を除く。

(4) 東京信用保証協会の保証対象業種であること。

なお、保証対象業種の詳細は東京信用保証協会ホームページをご確認ください。

(5) 許認可等を要する業種については、その許認可等を受けていること。

(6) 町田市に納税しており、納付すべき市税（市・都民税、法人市民税、固定資産税（償却資産を含む）、都市計画税、事業所税、国民健康保険税、軽自動車税）及び返還対象となっている補助金を完納していること。

(7) 現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当せず暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

1-2 市制度融資の利用状況確認

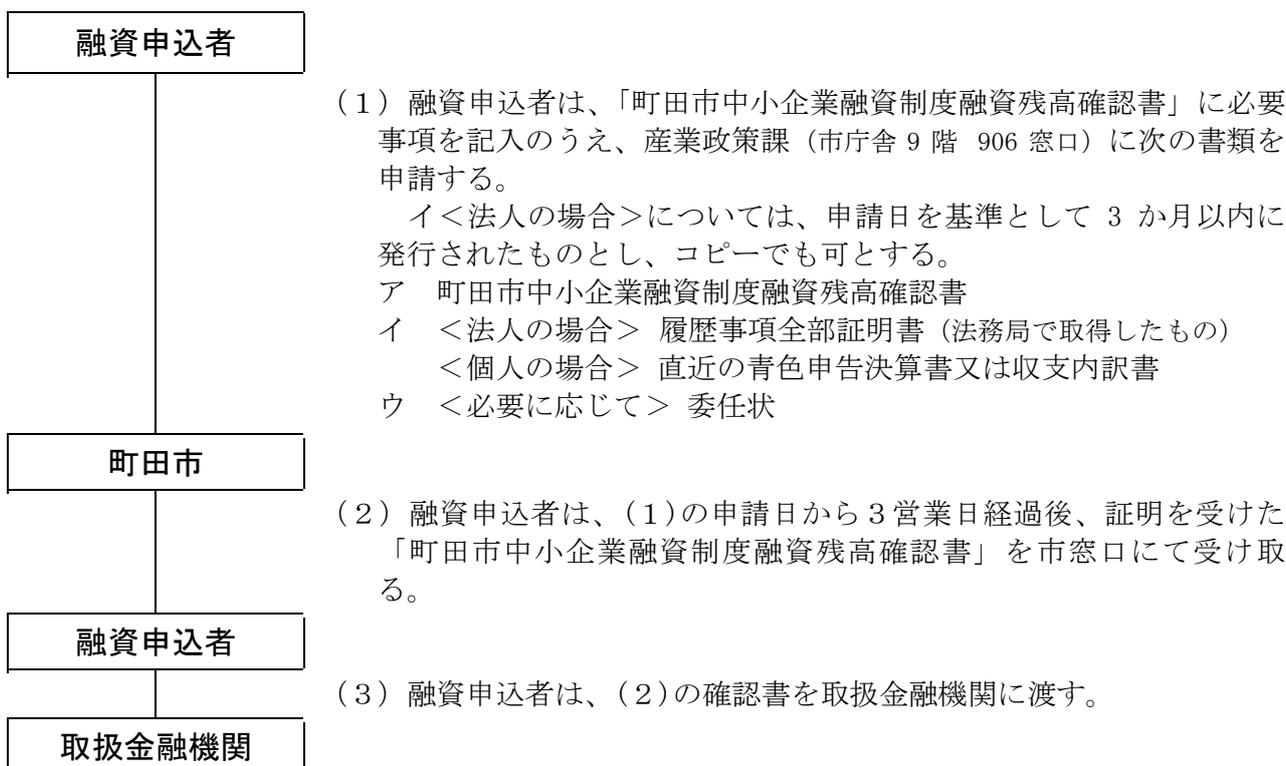
融資限度額を超過していないか確認するため、融資申込者からの申込を受付した後、次の事項について、産業政策課に問合せ（電話：042-724-2129）をお願いしています。

- (1) 金融機関名、支店名、担当者名
- (2) <法人の場合> 法人名、法人所在地、代表者名
<個人の場合> 氏名、住所、(事業所所在地)
- (3) 利用予定の資金名
- (4) <創業資金を除く> 1年以上事業を継続しているか(個人事業主、市外での営業期間を含む)
- (5) <創業資金の場合> 創業前もしくは創業した日から5年以内か

利用状況を確認し、3営業日以内に所定のFAX番号へ「町田市中小企業融資制度利用状況確認書」を送付いたしますのでご確認ください。

1-3 市制度融資の残高確認

融資申込者が他の金融機関で市制度融資の利用があり、その融資の完済を選択しなかった場合、市制度融資の残高を確認し、融資限度額を超過していないことを証明することで、市制度融資を利用することができます。



1-4 東京信用保証協会への保証申込

東京信用保証協会に保証の申込をする際、原則として、次の書類を1部ずつご提出ください。

提出書類のうち証明書等は、取扱金融機関の受付日を基準として3か月以内に発行されたものとし、コピーでも可とします。

なお、融資状況等によって提出書類が異なりますので、詳細は東京信用保証協会にご確認ください。

- (1) 町田市中小企業融資申込書【金融機関控】の写し
- (2) 信用保証申込書類（信用保証委託申込書、信用保証依頼書、保証人等明細、個人情報の取扱いに関する同意書）
- (3) 市税の完納証明書等 → 【Q&A】(29 ページ)
- (4) <法人の場合のみ> 履歴事項全部証明書（法務局から取得したもの）
- (5) <法人の場合> 直近の確定申告書 別表1
<個人の場合> 直近の青色申告決算書又は収支内訳書
- (6) <必要に応じて> 事業を営むのに必要な許認可証等
- (7) <設備資金のみ> 見積書又は契約書
- (8) <必要に応じて> 町田市中小企業融資制度利用状況確認書 → 【1-2】(6 ページ)
- (9) <必要に応じて> 町田市中小企業融資制度残高確認書 → 【1-3】(6 ページ)
- (10) 資金別の提出書類 → 【2】(11 ページ)以降

1-5 町田市への提出書類

融資を実行した後、速やかに町田市に次の書類を1部ずつご提出ください。融資申込者の状況や利用する資金によって、追加で書類が必要となる場合があります。

提出書類のうち証明書等は、取扱金融機関の受付日を基準として3か月以内に発行されたものとし、コピーでも可とします。

●：必ず提出するもの △：必要に応じて提出するもの

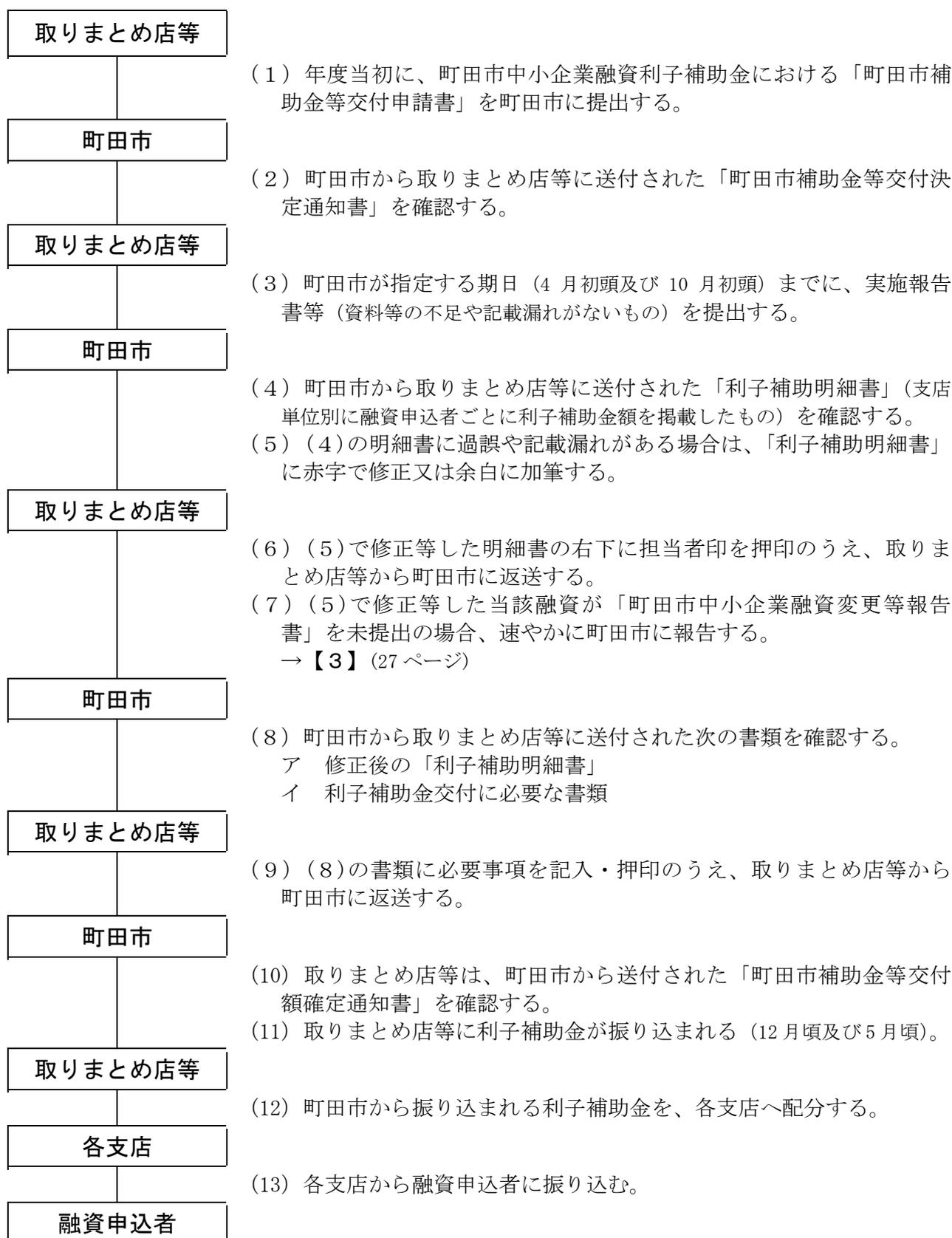
No.	書 類	参照 ページ	資金の種類							
			運転	設備	小規模	創業	緊急	承継 一般	承継 個人	Eco
1	町田市中小企業融資実施報告書		●	●	●	●	●	●	●	●
2	信用保証関連書類 信用保証書／信用保証委託申込書／ 信用保証依頼書／保証人等明細		●	●	●	●	●	●	●	●
3	市税の完納証明書	32	●	●	●	●		●	●	●
4	<法人の場合のみ> 履歴事項全部証明書※法務局で取得したもの。		●	●	●	△	●	●	●	●
5	<法人の場合> 確定申告書 別表1 <個人の場合> 青色申告決算書 ※いずれも直近のもの。		●	●	●	△	●	●	●	●
6	事業を営むのに必要な許認可証等		△	△	△	△	△	△		△
7	<資金使途が設備資金の場合> 見積書又は契約書			●	△	△	△	△		●
8	町田市中小企業融資制度利用状況確認書★	6	●	●	●	●	●	●	●	●
9	町田市中小企業融資制度融資残高確認書★	6	△	△	△	△	△	△	△	△
10	補助利率の優遇に係る証明書類等	→			△ P15				△ P24	
11	<法人の場合> 法人設立届出書 <個人の場合> 開業届出書					●				
12	創業計画書（東京信用保証協会の様式）					●				
13	分社化に係る書類等	17				△				
14	創業プロジェクト証明書★ ※町田市長の証明を受けた「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書」のこと	19				△				
15	緊急資金融資対象者確認書★	18					●			
16	事業承継資金に係る書類等	→						● P21	● P24	
17	承継特例に係る証明書類等	22						△		
18	まちだEco to (いーこと) 整備資金融資対象設備確認書★	26								●

注記1) ★印が付いた書類は、事前に市に申請が必要です。

注記2) 残高確認書を取得せずに融資を実行した場合など、提出書類に不足等がある場合、利子補助対象外になる場合があります。

1-6 利子補助金の交付手続き

複数支店がある取扱金融機関は、「町田市中小企業融資事業に関する契約」において報告された「取りまとめ店」を中心に、町田市中小企業融資利子補助金の交付手続きをお願いしています。



2 市制度融資における各資金の概要

<共通事項>

本制度は、東京信用保証協会保証付融資です。プロパー融資は対象外です。

- (1) 融資申込みにあたり、保証人は任意であり、物的担保は原則として不要です。
- (2) 融資期間は、最長で融資実行日の応当日までです。
- (3) 返済方法は、「元金均等返済方式」のみです。ただし、融資期間が据置期間以内の場合のみ、一括返済が可能です。

<市制度融資一覧>

種 類	融 資 限 度 額	資 金 使 途	融 資 利 率 (補助利率)	優 遇 特 例	都 連 携	掲 載 ペ ー ジ
運 転 資 金	あわせて 1,500万円	運転資金	<5年以内> 1.95% (1.50%)	●	-	11
設 備 資 金		設備資金・設備資金に付 随する運転資金	<5年以内> 1.70% (1.25%) <5年超7年以内> 1.95% (1.50%)	●	●	12
小規模企業 特 別 資 金		<5年以内> 運転資金 <7年以内> 設備資金	1.90% (1.50%)	●	●	14
創 業 資 金		運転資金・設備資金	<3年以内> 1.50% (1.30%) <3年超7年以内> 1.60% (1.35%)	●	●	16
緊 急 資 金	1,000万円	運転資金・設備資金	<3年以内> 1.70% (1.45%) <3年超5年以内> 1.75% (1.50%)	-	●	18
事業承継資金 (一般)	1,500万円	事業用資産等の取得資 金、会社の株式等の取得 資金	<5年以内> 1.50% (1.30%) <5年超10年以内> 1.70% (1.50%)	●	●	20
事業承継資金 (承継者個人)	1,500万円	株式等取得資金、事業用 資産等の取得資金など	<10年以内> 1.50% (1.30%)	●	●	23
まちだECO to (いーこと)整備資金	1,000万円	設備資金	<7年以内> 1.95% (1.95%)	-	-	25

2-1 運転資金

2-1-1 個別要件

【1-1 基本要件】(5ページ)を満たす中小企業者又は組合がご利用いただけます。

2-1-2 融資の概要

資金使途	運転資金（商品・原材料の仕入れ、買掛金や支払手形の決済、人件費等）		
融資限度額	1,500万円 ※他の一般融資（小規模特別資金、設備資金、創業資金）の合計残高を含める。		
融資期間	5年以内（元金据置期間6か月以内を含む）		
融資利率	1.95%		
補助利率	1.50%	優遇利率	1.60%

2-1-3 信用保証料の補助（都制度連携）

信用保証料の補助はありません。

2-1-4 補助利率の優遇

町田市トライアル発注認定制度の認定期間中である中小企業者又は組合は、補助利率の優遇（優遇利率1.60%）を受けることができます。融資実行日まで認定期間中であることが要件です。

2-2 設備資金

2-2-1 個別要件

【1-1 基本要件】(5 ページ)に加え、次のいずれかの要件を満たす中小企業者をご利用いただけます。

- (1) 事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入、IT 機器の購入及び設備の導入等に伴うサイバーセキュリティ対策を含む。）を行うこと
- (2) 建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行うこと

2-2-2 融資の概要

資金用途	設備資金・設備資金に付随する運転資金 ※営業用の車両は事業に直接使用するもののみ。高級車、スポーツタイプの車両は対象外となります。 ※設備資金に付随する運転資金の詳細については東京信用保証協会へご確認ください。		
融資限度額	1,500 万円 ※他の一般融資（運転資金、小規模特別資金、創業資金）の合計残高を含める。		
融資期間	7 年以内（元金据置期間 6 か月以内を含む）		
融資利率	5 年以内 1.70% 5 年超 7 年以内 1.95%		
補助利率	5 年以内 1.25% 5 年超 7 年以内 1.50%	優遇利率	5 年以内 1.35% 5 年超 7 年以内 1.60%

2-2-3 信用保証料の補助（都制度連携）

町田市の要件に加え、次の東京都の追加要件を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（3 分の 2）を受けることができます。

なお、責任共有制度対象外の場合は、信用保証料の補助はありません。

<東京都の追加要件>

- ・中小企業者であること（組合は対象外）。
- ・事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。

2-2-4 補助利率の優遇

次のいずれかにあてはまる小規模企業者は、補助利率の優遇（優遇利率 1.35%～1.60%）を受けることができます。

- (1) 町田市トライアル発注認定制度の認定期間中である中小企業者（融資実行日まで認定期間中であること）。

(2) 町田市福祉のまちづくり条例に基づく特定都市施設整備（変更）協議済証の発行を受けた
中小企業者（参考：町田市HP [「福祉のまちづくり総合推進条例に関する手続について」](#)）

2-3 小規模企業特別資金（小口零細企業保証制度）

2-3-1 個別要件

【1-1 基本要件】（5 ページ）に加え、次の全ての要件を満たす小規模企業者にご利用いただけます。

なお、小口零細企業保証制度は、責任共有制度対象外となる国の全国統一保証制度です。

（1）次の中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業	医療法人等
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	条件なし
従業員数	20人以下	5人以下	5人以下	5人以下	20人以下

（2）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。

2-3-2 融資の概要

資金用途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1,500万円 ※他の一般融資（運転資金、設備資金、創業資金）の合計残高を含める。		
融資期間	運転資金 5年以内（元金据置期間6か月以内を含む） 設備資金 7年以内（元金据置期間6か月以内を含む） ※資金用途に設備資金以外が含まれている場合、融資期間は5年以内の扱いとなります。資金用途が混在する場合で、5年を超える融資期間を希望する場合は、事前に東京信用保証協会にお問い合わせください。		
融資利率	1.90%		
補助利率	1.50%	優遇利率	1.60%

2-3-3 信用保証料の補助（都制度連携）

町田市の要件に加え、次の東京都の追加要件を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（2分の1）を受けることができます。

<東京都の追加要件>

事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。

2-3-4 補助利率の優遇

次のいずれかにあてはまる小規模企業者は、補助利率の優遇（優遇利率 1.6%）を受けることができます。

(1) 町田商工会議所の「経営指導内容証明書」を提出できる小規模企業者

(2) 指定する商店会又は（一財）町田市勤労者福祉サービスセンターに会員として1年以上加入しており、「加入者確認書」（町田市ホームページからダウンロードできます）もしくは1年以上の加入を確認できる書類を提出できる小規模企業者

<指定する商店会>

町田市ホームページ（トップページ>産業・観光>食べる・買う>町田市内の商店街）に掲載している「市内商店街一覧」をご確認ください。

(3) 町田市トライアル発注認定制度の認定期間中である小規模企業者（融資実行日まで認定期間中であること）。

2-4 創業資金

2-4-1 個別要件

次のいずれかの要件を満たす個人、中小企業者をご利用いただけます。「分社化」を除き、原則として市制度融資（創業資金）を初めて利用する場合にご利用いただけます。

ただし、事業承継を機に創業した場合は、すでに「事業承継資金」を利用した場合でも、当資金をご利用できます。

なお、第二創業の場合は、ご利用いただけません。

- (1) <創業前> 事業を営んでいない個人の方で、新たに市内で中小企業者として開業(創業)しようとする具体的な計画を有している方で、創業後に【1-1 基本要件】(5ページ)を全て満たす方。
- (2) <創業後> 【1-1 基本要件】(5ページ)の(3)を除いた全ての要件を満たし、創業した日から5年未満である個人事業主、中小企業者又は組合(個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から5年未満の中小企業者及び組合を含む)。
- (3) <分社化> 【1-1 基本要件】(5ページ)の(3)を除いた全ての要件を満たし、分社化しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社。
※「分社化」とは、会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立することです。

<(2)の「創業した日」の考え方>

<p>① 個人事業主が、別事業を営むにあたり市制度融資を申込み場合 <創業した日=初めて開業した日></p>	<p>② 個人事業主が、同一事業を法人化する(法人成り)にあたり市制度融資を申込み場合 <創業した日=初めて開業した日></p>
<p>③ 個人事業主が、法人として別事業を営むにあたり市制度融資を申込み場合 <創業した日=新たな法人設立日></p>	<p>④ 法人の代表者が、個人事業主又は法人として別事業を営むにあたり市制度融資を申込み場合 <創業した日=新たな法人設立日又は個人開業日></p>

2-4-2 融資の概要

資金使途	運転資金・設備資金			
融資限度額	1,500万円 ※他の一般融資（運転資金、設備資金、小規模企業特別資金）の合計残高を含める。			
融資期間	7年以内（元金据置期間12か月以内を含む）			
融資利率	3年以内 1.50%	融資利率 （創業特例）	3年以内 1.10%	3年超7年以内 1.20%
補助利率	3年以内 1.30%	補助利率 （創業特例）	3年以内 1.10%	3年超7年以内 1.20%
	3年超7年以内 1.35%			

2-4-3 信用保証料の補助（都制度連携）

町田市の要件に加え、次の東京都の追加要件を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（3分の2）を受けることができます。

<東京都の追加要件>

- (1) 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- (2) <創業前の場合のみ> 1か月以内に新たに個人で又は2か月以内に新たに会社を設立して町田市内で創業しようとする具体的な計画を有していること。
- (3) <創業特例を利用する場合のみ> 6ヶ月以内に創業を予定していること。

2-4-4 実施報告書に添付する書類

【2-4-1 個別要件】(3)の場合、【1-5 町田市への提出書類】(8ページ)に加え、次の書類が必要です。

- ア 分社化しようとする会社における履歴事項全部証明書及び定款
- イ 分社化により設立された会社における履歴事項全部証明書及び定款
- ウ <必要に応じて> 事業継続や出資状況などが確認できる説明資料

2-4-5 創業特例

「町田創業プロジェクト」の支援を受け、町田市長の証明を受けた創業プロジェクト証明書を提出した場合、融資利率及び補助利率が【2-4-2 融資の概要】のとおり優遇されます。

創業プロジェクト証明書の発行は、産業政策課（市庁舎9階906窓口）にて行っています。証明日から3か月以内のものを添付してください。

なお、創業資金を利用できる場合でも、創業特例を利用できない（創業プロジェクトの対象としない）場合がございます。事前にご相談ください。

※「町田創業プロジェクト」とは、創業を目指す方や創業5年未満の方が、町田商工会議所や町田新産業創造センター等の支援機関が行うセミナーや相談対応を通じて、経営、財務、人材育成、販路開拓の4項目の知識を習得した場合、各種支援の優遇を受けることができる創業支援プログラムのことです。

2-5 緊急資金

2-5-1 個別要件

【1-1 基本要件】(5 ページ)に加え、次のいずれかの要件を満たす中小企業者又は組合がご利用いただけます。

(1) 最近3か月間(申込月の前々月を含めること)の売上実績が前年同期と比較して5%以上減少していること。

(2) 災害や事故等により経営の安定に支障を来しており、次のいずれかに該当すること。

ア ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として事業活動に影響を受けており、次のいずれかに該当すること。

① <都制度と連携しない場合> 最近1か月(実績)とその後2か月(見込)の売上高の合計を、原則として前年同期(ウクライナ情勢等の影響を受ける直前同期以降の年とも比較可)と比較し、5%以上減少することが見込まれること。

② <都制度と連携する場合> 次のいずれかの売上実績又は見込が、前年同期と比較して10%以上減少していること。

(ア) 最近3か月間の売上実績(申込月の前々月を含めること)

(イ) 今後3か月間(申込月の翌月を含めること)の売上見込

(ウ) 売上実績及び売上見込が混在する3か月間

③ 業歴3か月以上1年1か月未満の創業者の場合、最近1か月の売上実績と最近1か月(実績)を含む最近3か月間の平均売上高を比較し、5%以上減少していること。

イ 災害や事故等の被害が確認できること。

(3) 町田市が行う住所整理等に伴い事業資金を必要としていること。

2-5-2 融資の概要

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	1,000万円
融資期間	5年以内(元金据置期間6か月以内を含む)
融資利率	3年以内 1.70% 3年超5年以内 1.75%
補助利率	3年以内 1.45% 3年超5年以内 1.50%

2-5-3 信用保証料の補助（都制度連携）

<【2-5-1】(1)の場合> 町田市の要件に加え、東京都の追加要件である「中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模事業者であること」を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（2分の1）を受けることができます。

<【2-5-1】(2)ア②③の場合> 町田市の要件を満たすと、東京都から信用保証料の補助（5分の4）を受けることができます。

なお、両要件とも、責任共有制度対象外の場合は、信用保証料の補助はありません。

（参考）「売上高比較・減少率」要件における都連携の該当一覧 ※減少率5%未満は対象外

売上高比較	減少率	都連携 【経営一般】	都連携 【エネルギー・ ウクライナ・円 安等】	都連携を しない申請
実績3か月	5%以上10%未満	○	×	○
実績3か月	10%以上	○	○	○
実績1か月+見込2か月（前年比較）	5%以上10%未満	×	×	○
実績1か月+見込2か月（前年比較）	10%以上	×	○	○
実績1か月+見込2か月（前々年以前と比較）	5%以上10%未満	×	×	○
実績1か月+見込2か月（前々年以前と比較）	10%以上	×	×	○
見込3か月	5%以上10%未満	×	×	×
見込3か月	10%以上	×	○	×

2-5-4 緊急資金融資対象者確認書

「緊急資金融資対象者確認書」を取得するにあたり、町田市産業政策課（市庁舎9階906窓口）に、次の書類をご提出ください。

提出書類のうち証明書等は、取扱金融機関の受付日を基準として3か月以内に発行されたものとし、コピーでも可とします。

- (1) 緊急資金融資対象者確認書（指定様式）
- (2) <法人の場合> 履歴事項全部証明書
<個人の場合> 直近の青色申告決算書又は収支内訳書
- (3) <【2-5-1】(1)(2)アの場合> 要件に係る売上高等が確認できるもの
<【2-5-1】(2)イの場合> 被災証明書等
<【2-5-1】(3)の場合> 住居番号決定通知書
- (4) <必要に応じて> 委任状

2-6 事業承継資金（一般）

「事業承継」とは、「被承継者の事業資産及び経営権を承継者へ譲渡すること」です。事業承継に係る定義は次のとおりです。

承継の区分	<ul style="list-style-type: none"> 代表者の交代（承継を行う申込者（法人）が引き続き事業を行う） 事業の譲渡（申込者（法人・個人）が事業の譲渡を受け、事業を行う）
承継者の区分	<ul style="list-style-type: none"> 親族内承継（被承継者の親族が事業を承継する） 従業員承継（承継する事業に従事している従業員が事業を承継する） 第三者承継（第三者が事業を承継する）
承継者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 全部承継（承継が被承継者の事業の全部を対象とする） 一部承継（承継が被承継者の事業の一部を対象とする）

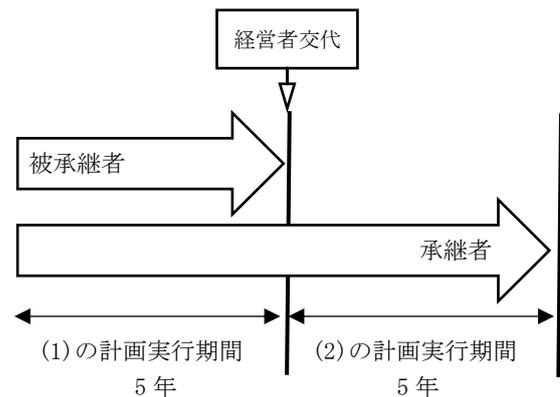
2-6-1 個別要件

【1-1 基本要件】（5 ページ）に加え、次のいずれかの要件を満たす中小企業者をご利用いただけます。

本資金は、原則として1事業者1回のみご利用いただけます。また、事業の承継者が創業者としてみなされる場合は、創業資金もご利用いただけます。

- (1) <事業承継前> 事業承継を5年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。
ただし、承継者が申込人となる場合は、承継前の時点で中小企業者であることが必要。

- (2) <事業承継後> 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。



- (3) <事業承継後> 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定（「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）」第12条第1項に係る認定のこと。以下「都道府県知事の認定」という。）を受けたこと。

【例】先代経営者が亡くなった又は退任したことにより、経営者が交代した後の融資申込者が、東京都の認定を受けたこと。

- (4) <事業承継前> 事業活動の継続に支障が生じている、【1-1 基本要件】（5 ページ）を全て満たしている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定を受けたこと。

【例】現経営者の健康状態の悪化や高齢等を理由に事業承継を行おうとしている被承継者の中小企業者について、これを引き継ごうとしている承継者の融資申込者が東京都の認定を受けたこと。

2-6-2 融資の概要

資金用途	ア <【2-6-1】(1)～(3)の場合> 運転資金・設備資金 イ <【2-6-1】(4)の場合> 事業承継に不可欠な資産を取得するために必要な次のいずれかの資金 ① 事業用資産等の取得資金 ② 会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の50/100を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）		
融資限度額	1,500万円		
融資期間	10年以内（元金据置期間12か月以内を含む）		
融資利率	5年以内 1.50% 5年超10年以内 1.70%	融資利率 （承継特例）	5年以内 1.30% 5年超10年以内 1.50%
補助利率	5年以内 1.30% 5年超10年以内 1.50%	補助利率 （承継特例）	左と同じ
その他	ア 個人事業主（被承継者）が承継に向けて融資を受けた場合、事業承継により廃業した場合でも、市の利子補助は継続します。 イ 個人事業主（被承継者）が承継者に債務の引継ぎを行った場合も、市の利子補助は継続します。		

2-6-3 信用保証料の補助（都制度連携）

町田市の要件に加え、次の東京都の追加要件を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（3分の2）を受けることができます。

<東京都の追加要件>

事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。

なお、【2-6-1 個別要件】(4)の場合は、承継者・被承継者ともにこの要件を満たしていること。

2-6-4 実施報告書に添付する書類

【1-5 町田市への提出書類】(8ページ)に加え、【2-6-1 個別要件】に応じて次の書類が必要です。

なお、市指定の書式は、市ホームページからダウンロードいただけます。

ア <【2-6-1】(1)の場合> 事業承継計画書（市指定の書式）

イ <【2-6-1】(2)の場合> 事業計画書（市指定の書式）

ウ <【2-6-1】(3)の場合> 都道府県知事の認定書

エ <【2-6-1】(4)の場合> 都道府県知事の認定書、事業用資産等や株式等の取得に必要な金額を確認できる書類及び被承継者である中小企業者が基本要件を満たしていることを確認できる書類

2-6-5 承継特例

次の書類をご提出いただける場合、融資利率を優遇（承継特例による融資利率 1.30%～1.50%）します。

なお、補助利率は変更ありません。

- (1) 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明となるものを提出できること。
- (2) (公財) 東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明となる書類を提出できること。

2-7 事業承継資金（承継者個人）

2-7-1 個別要件

次のいずれかの要件を満たす個人（承継者）がご利用いただけます。

本資金は、原則として1事業者1回のみご利用いただけます。また、事業の承継者が創業者としてみなされる場合は、創業資金もご利用いただけます。

(1) <事業承継後> 次の要件を全て満たす中小企業者の代表者個人

ア 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた【1-1 基本要件】(5ページ)を全て満たす会社の代表者個人。

イ 代表者個人が、東京都内に住所を有し、区市町村民税を完納しており、【1-1 基本要件】(7)(5ページ)を満たしていること。

【例】先代経営者が亡くなった又は退任したことにより、事業承継を行った後の会社が、東京都の認定を受けた場合、その会社の代表者個人。

(2) <事業承継前> 次の要件を全て満たす事業を営んでいない個人

ア 事業活動の継続に支障が生じている【1-1 基本要件】(5ページ)を全て満たす他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人。

イ 個人が、東京都内に住所を有し、区市町村民税を完納していること。

【例】現経営者の健康状態悪化や高齢等を理由に事業承継を行おうとしている会社の後継者個人が、東京都の認定を受けた場合、その会社の後継者個人。

2-7-2 融資の概要

資金使途	ア <【2-7-1】(1)の場合> 経営の承継に不可欠な資産を取得するための資金で、次のいずれかの資金 ① 株式等取得資金 ② 事業用資産等の取得資金 ③ 事業資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ⑤ 会社の事業活動の継続に特に必要な資金 イ <【2-7-1】(2)の場合> これから事業を承継するにあたり、経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な資金で、次のいずれかの資金 ① 事業用資産等の取得資金 ② 会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の50/100を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）		
融資限度額	1,500万円		
融資期間	10年以内（元金据置期間12か月以内を含む）		
融資利率	1.50%		
補助利率	1.30%	優遇利率	1.50%

2-7-3 信用保証料の補助（都制度連携）

町田市の要件に加え、次の東京都の追加要件を満たす場合、東京都から信用保証料の補助（3分の2）を受けることができます。

＜東京都の追加要件＞

事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。

2-7-4 実施報告書に添付する書類

【1-5 町田市への提出書類】（8ページ）に加え、【2-7-1 個別要件】に応じて次の書類が必要です。

ア ＜【2-7-1】（1）の場合＞ 都道府県知事の認定書及び承継した会社が基本要件を満たしていることを確認できる書類

イ ＜【2-7-1】（2）の場合＞ 都道府県知事の認定書及び被承継者である他の中小企業者が基本要件を満たしていることを確認できる書類

2-7-5 補助利率の優遇

次のいずれかにあてはまる個人の方は、補助利率の優遇（優遇利率1.50%）を受けることができます。

（1）町田市在住の方

（2）事業承継にあたり、町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受けた後継者個人で、その証明となるものを提出いただけること

（3）地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けている会社で、証明となる書類を提出いただけること

（4）（公財）東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けている会社で、証明となる書類を提出いただけること

2-8 まちだ ECO to(い—こと)整備資金

2-8-1 個別要件

【1-1 基本要件】(5 ページ)に加え、市が定める対象設備の整備を行う中小企業者又は組合がご利用いただけます。

対象設備は以下の表のとおりです。

設備	要件
太陽光発電システム	太陽光発電モジュールの認証において、一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) による認証を受けたもの(※1)、又はこれに準じた性能をもつと市長が認めるもの。
太陽熱利用システム	自然循環式太陽熱温水器及び強制循環式または空気集熱式ソーラーシステム。ただし、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの(※2) (集合住宅に設置する場合には、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定に準じた性能を持つものとして市長が認めるもの) であること。
蓄電池システム	一般社団法人環境共創イニシアチブの「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業」で補助対象機器として登録されたもの(※3)。
次世代自動車 (EV・PHEV・FCV)	一般社団法人次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 (『車両』)」で補助対象機器として指定されたもの(※4)。 タクシー・バスについては公益財団法人日本自動車輸送技術協会の「商用車の電動化促進事業 (タクシー・バス)」で補助対象機器として指定されたもの(※5)。 トラックについては、一般財団法人環境優良車普及機構の「商用車の電動化促進事業 (トラック)」で補助対象機器として指定されたもの(※6)。
充電設備 (充電器・V2H・外部給電器)	一般社団法人次世代自動車振興センターの「充電設備・V2H 充放電設備・外部給電器補助金」で補助対象機器として指定されたもの(※7)。

(各リンク先は外部サイト)

※1 [一般財団法人電気安全環境研究所 \(JET\)、太陽光モジュールの認証 \(JETPVm 認証\)](#)

※2 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けている [自然循環式太陽熱温水器及び強制循環式、空気集熱式ソーラーシステム](#)

※3 [「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス \(ZEH\) 支援事業」補助対象機器](#)

※4 [「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 \(『車両』\)」補助対象機器](#)

※5 [「商用車の電動化促進事業 \(タクシー・バス\)」補助対象機器](#)

※6 [「商用車の電動化促進事業 \(トラック\)」補助対象機器](#)

※7 [「充電設備・V2H 充放電設備・外部給電器補助金」補助対象機器](#)

2-8-2 融資の概要

資金用途	設備資金
融資限度額	1,000万円
融資期間	7年以内（元金据置期間12か月以内を含む）
融資利率	1.95%
補助利率	1.95%

2-8-3 信用保証料の補助

信用保証料の補助はありません。

2-8-4 まちだECO to(いーこと)整備資金融資対象設備確認書について

「まちだECO to(いーこと)整備資金融資対象設備確認書」を取得する場合、町田市環境政策課（市庁舎7階701窓口）に、次の書類をご提出ください。

なお、確認書の発行には1週間程度かかります。

- (1) まちだECO to(いーこと)整備資金融資対象設備確認書 ※要実印
- (2) メーカー及び型式などの仕様が分かるもの（カタログ等）
- (3) <必要に応じて> 委任状

3 実施報告書提出後の融資変更等

町田市に実施報告書を提出した後、次の事例に当てはまるものがありましたら、「町田市中小企業融資変更等報告書」及び変更内容が客観的にわかる資料を、速やかに市にご報告ください。

なお、これらの事例以外にも、報告が必要となる場合がございます。

3-1 利子補助が終了となる主な事例

次の事例の場合、その変更等の時点をもって利子補助を終了いたします。利子補助金の返還が必要となる場合がありますので、速やかに報告書をご提出ください。

なお、これらの事例以外にも、利子補助が終了となる場合がございます。

- (1) 約定完済や繰上完済など利子補助期間が満了した場合
- (2) 市外転出した場合
＜利子補助対象期間＞ 融資申込者の所在地（住所）移転日まで
- (3) 連続3か月間利子の支払いが確認されなかった場合
＜利子補助対象期間＞ 融資申込者が自ら利払いした最終利払日（利息計算日）まで
- (4) 代位弁済の場合
＜利子補助対象期間＞ 融資申込者が自ら利払いした最終利払日（利息計算日）まで
- (5) 一部繰上返済等による月々の利子額が減額される内容の条件変更
＜利子補助対象期間＞ 条件変更日まで
- (6) 廃業や法人解散等により中小企業者に該当しなくなった場合
＜利子補助対象期間＞ 中小企業者に該当しなくなった日まで
- (7) 債務引受によって、融資限度額を超過した場合
＜利子補助対象期間＞ 債務引受日まで

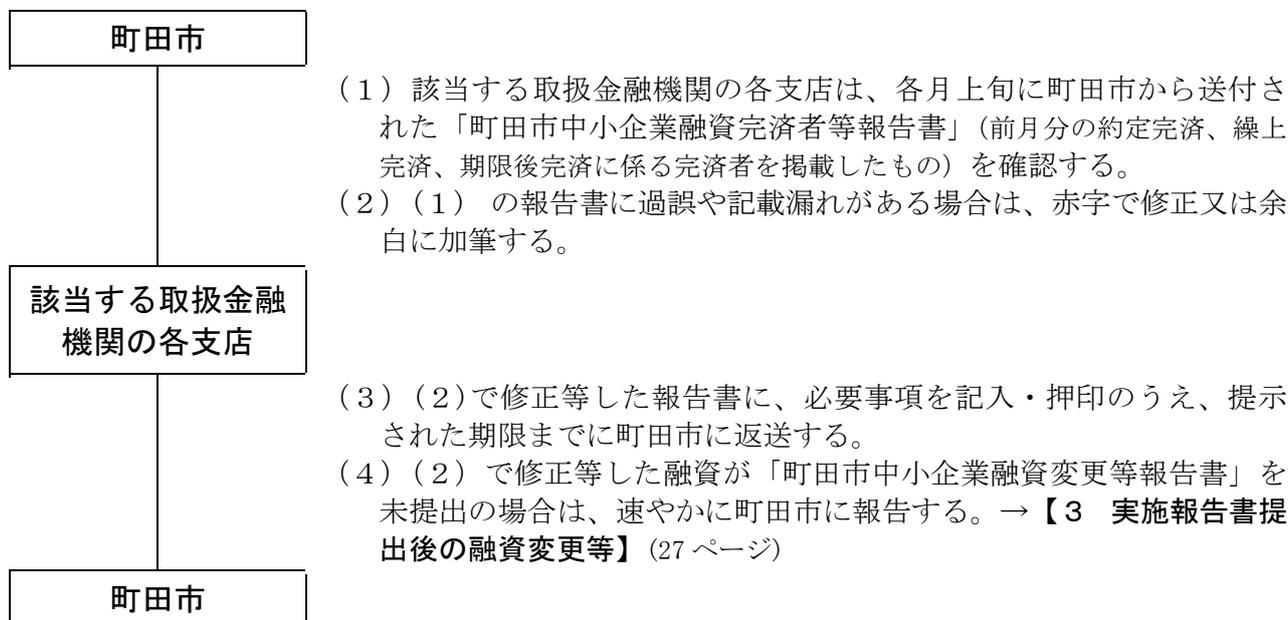
3-2 その他報告が必要な主な事例

- (1) 商号（名称）変更、代表者変更、【3-1】（2）を除く住所変更
- (2) 【3-1】（5）を除く条件変更（月々の返済額が減額される条件変更や返済期限の延長など）
- (3) 期限後完済
- (4) 個人事業主からの法人成り
- (5) 法人からの個人成り
- (6) 事業承継等に伴う債務の引き受け
- (7) 同一取扱金融機関内の支店間の移管 ※事前に市に連絡
- (8) 支店長の変更

4 市制度融資完済者等の確認

町田市中小企業融資制度における融資申込者の状況を把握するため、毎月「町田市中小企業融資完済者等報告書」を、該当する取扱金融機関の各支店に送付しております。

なお、完済者等報告書には、再確認のため、事前に報告があったものも掲載しております。



5 利子補助金の返還

当該融資が、【3-1 利子補助が終了となる主な事例】(27 ページ)等に当てはまる場合、その変更等の時点をもって利子補助を終了いたします。

利子補助の終了に伴い、利子補助金の過払いが発生した場合には、過払い分は町田市に返還していただきます。補助金の返還に応じない中小企業者等は、町田市中小企業融資制度が利用できなくなります。速やかに返還していただけるよう、取扱金融機関におかれましてもご協力をお願いいたします。

6 Q & A

多くいただく質問をまとめています。お問い合わせ前に、ご確認ください。

6-1 市制度融資の要件

Q 1 「中小企業者」「小規模企業者」のそれぞれの定義は。

本制度における「中小企業者」は、中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のことです。→【1-1】(1)(5ページ)

本制度における「小規模企業者」は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者のことです。→【2-3-1】(1)(14ページ)

Q 2 中小企業信用保険法上の従業員の定義は。

従業員（常時使用する従業員）は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解します。

会社役員及び個人事業主は従業員には該当しませんが、パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・非正規職員・出向者等は、個別の判断となります。

Q 3 本店登記地は町田市外だが、事業所が市内にある場合は、対象となるのか。

本制度の対象となります。ただし、町田市内に事業所を有することがわかるもの（履歴事項全部証明書、決算書の勘定科目内訳明細書や賃貸借契約書などで）を、実施報告書を提出する際に添付していただく必要があります。→【1-1】(2)(5ページ)

事業実態の有無で信用保証の対象外となることもございますので、疑義がある場合は東京信用保証協会にお問い合わせください。

Q 4 新たに町田市内に本店登記地又は事業所を置く予定の場合、対象となるのか。

【1-1 基本要件】(2)(5ページ)の要件を満たすことが、営業所の賃貸借契約書等で確認できた場合、本制度の対象となります。

事業実態の有無で信用保証の対象外となることもございますので、疑義がある場合は東京信用保証協会にお問い合わせください。

Q 5 すでに市制度融資を利用している融資申込者から、追加で申込があった場合は。

資金ごとに設定している融資限度額以内の場合は、追加の申込を受付いただけます。

なお、他の金融機関で市制度融資を利用している場合、他の金融機関の融資を完済するか、町田市から「町田市中小企業融資制度残高確認書」を取得する必要があります。【1-3】(6ページ)

Q 6 各年度の町田市中小企業融資制度が適用される範囲は。

各年度内(4月1日から翌3月31日まで)に融資を実行した分が当該年度の適用範囲となります。ただし、年度途中に変更がある場合は、この限りではありません。

Q 7 【1】(4)ア②にある「完済したことがわかる書類」とは。

他の金融機関における既存融資の完済を確認できる通帳等の写しとともに、その余白に「既存融資の完済を確認した」旨と金融機関名を記載したうえで、実施報告書に添付してご提出ください。

6-2 町田市への提出書類

Q 8 「町田市中小企業融資申込書」の訂正はどのようにしたらよいか。

「町田市中小企業融資申込書」は、「金融機関控」「町田市報告用(町田市中小企業融資実施報告書)」「申込者控」の3枚綴りとなっていますので、3枚全てに融資申込者の実印にて訂正してください。

事情により、融資申込者の実印での訂正が難しい場合は、融資申込者の承諾を得たうえで押切印(銀行確認印)にて訂正してください。

Q 9 東京信用保証協会の判断で、申込時と融資実行内容が変更になった場合の対応は。

「町田市中小企業融資申込書」のうち「町田市報告用(町田市中小企業融資実施報告書)」については、変更になった事項を融資申込者の実印にて訂正してください。

なお、「東京信用保証協会提出用」の訂正は不要ですが、信用保証書の内容に変更が反映されているか確認をお願いします。

Q 10 履歴事項全部証明書は、インターネットから取得したものでもよいか。

履歴事項全部証明書は、法務局で取得したものを提出してください。

登記情報提供サービスは、「閲覧」と同等のサービスのため、証明文や公印等は付加されないことから、証明書として取り扱いできません。

Q 11 法人設立届出書又は開業届を紛失した場合、どうすればよいか。

＜法人設立届出書＞ 税務署で再発行は受け付けていないとのことなので、閲覧し書面を撮影するなど、内容が確認できるものを提出してください。写真撮影等閲覧においては、税務署の指示に従うようにお願いします。

＜開業届＞ 「所得税の青色申告承認申請書」の写しをご提出いただくか、税務署へ保有個人情報開示請求を行い「開業届」の再発行を受けてください。再発行には手数料がかかります。また、発効までに1か月程度かかります。

Q 12 提出する証明書等の発行日はいつまでのものが有効か。

提出いただく証明書等は、取扱金融機関の受付日を基準として3か月以内に発行されたものとし、コピーでも可とします。

ただし、許認可証等で期限が明記されているものについては、融資実行日まで有効のものをご提出ください。

6-3 市税の完納証明書

Q 13 市税の完納証明書とはどのようなものか。

市税の完納証明書は、最新年度を含めて、5か年度以内で納期が到来している市民税・都民税、法人市民税、固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）、事業所税、国民健康保険税に滞納がないことを証明する書類です。

市民税・都民税の納税証明書、都税事務所や税務署の納税証明書とは異なります。

Q 14 町田市が発行する完納証明書等はどこで取得できるのか。

<完納証明書> 市庁舎 2階 市民税課 (207 窓口)
※市民センターや連絡所で発行していません。

<課税・非課税証明書> 市庁舎 2階 市民税課 (207 窓口)
市庁舎 1階 市民課 (101 窓口)
市民センター及び連絡所

Q 15 市税の完納証明書が取得できない場合は、どうすればよいか。

ア 非課税の場合

市民・都民税が非課税の場合、非課税証明書を取得してください。

イ 他市にお住まいで、町田市内で事業を営む個人事業主の場合

他市にお住まいの方で、1月1日現在町田市内に事業所等を有する場合は、5,000円の個人住民税の均等割が課税されますので、完納証明書を取得してください。

ウ 創業前等の場合

「創業前」又は「創業後であって、納期限前又は納期限が到来した市税がない」場合、**創業者個人**の完納証明書（完納証明書を発行していない市区町村の場合は、市民税の納税証明書）を取得してください。

エ 町田市内に会社（事業所）を移転して間もない場合

納期限前又は納期限が到来した市税がないことで、町田市で完納証明書が発行できない場合、**転入前**の市区町村で完納証明書（完納証明書を発行していない市区町村の場合は、法人市民税又は市民税の納税証明書）を取得してください。

オ その他の事例について

イにおいて、未申告や何らかの理由で市のデータベースに登録されておらず、完納証明書が発行できない場合があります。

その場合は、確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書を持参のうえ、市民税課（207 窓口）にお越しいただき、市民・都民税の申告をお願いします。申告の際、市民税課窓口において、**申告書の写しが必要な旨を申し出て**ください。その申告書の写し（市役所受付印が押印されているもの）をもって完納証明書の代わりとします。

<完納証明書の交付申請書（見本）> ※申請書の色は、黄色です。

納税証明書交付申請書

(請求先) 町田市長

※同居の親族(別世帯を除く)以外の申請には、委任状等が必要です。
※法人の証明申請には、法人実印(代表者印)が必要です。

どなたの証明ですか

住所 <small>☎ 屋敷の電話 ()</small>	ふりがな	年 月 日 明 大 昭 平 西 暦
住所 <small>☎ 電話番号 ()</small>	氏名	年 月 日生
法人 本店 所在地	ふりがな	法人実印
1. 市・都民税 年度 通	4. 軽自動車税 年度 通 <small>標榜番号</small>	
2. 固定資産税 年度 通	<input type="checkbox"/> (車検用) <input type="checkbox"/> (車検以外) 多車 () () () () ()	
3. 法人市民税 事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日 通	5. 完納証明 <input type="checkbox"/> 酒類販売申請用 <input type="checkbox"/> 公益法人等認定用 <input type="checkbox"/> その他	
窓口に来た人 (上記と同じ場合は記入不要)		
住所 <small>☎ 屋敷の電話 ()</small>	ふりがな	
住所 <small>☎ 屋敷の電話 ()</small>	氏名	必要な方との続柄 ()
使用目的 1. 資金借入 2. 保証人 3. 指名参加 4. その他	免 借 住(写) 在 障 宅建 () 作 成 保 介 年 金 住(写) 賃 借 ク 診	枚 × 300円 = 円

5 番の完納証明を取得

納税証明書交付申請書は町田市ホームページからダウンロードできます。
 <町田市ホームページ>
 トップページ>暮らし>税金>税務証明・閲覧>税に関する証明書 >納税証明書>完納証明書

<完納証明書（見本）>

納 税 証 明 書

完納証明書の見出しは「納税証明書」

住所・所在地	
氏名・名称	

町田市税に滞納がないことを証明します。

「町田市税に滞納がないことを証明します。」と記載

証明書について

(1) 対象となる市税は、市・都民税、法人市民税、固定資産税（償却資産を含む軽自動車税（種別割）、事業所税、国民健康保険税）です。

(2) この証明書は交付日現在、最新年度を含めて5か年度以内で納期が到来している税額の納付状況です。

令和 5年12月28日

東京都町田市長 石坂 丈一

<市都民税の申告書>

受付印を押印した写しを
市に提出する

町田市 令和6年度 市民税・都民税申告書 (令和5年分)

令和6年1月1日現在の住所 町田市	個人番号 (マイナンバー)	年 月 日提出
現在の住所 上記と同じ場合は記入不要	ふりがな	市役所 受付印
窓口に来た方 (本人の場合は記入不要)	氏名	
住所(本人と同じ場合は記入不要)	生年月日	電話番号
氏名	関係	

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
1 営業等	ア		
2 業農	イ		
3 不動産	ウ		
4 利子	エ	国外の銀行に預けている預貯金の 利子などを記載します	
5 配当	オ	※裏面⑧に記入した総合課税分の 合計を記入してください	
6 給与	カ	※裏面②の収入金額の合計を 記入してください	
7 公的年金等	キ	※裏面①の収入金額の合計を 記入してください	
8 雑業	ク	※裏面④の収入金額(A) 裏面⑤の差引金額(A-B)→	
9 その他	ケ	※裏面④の収入金額(A) 裏面⑤の差引金額(A-B)→	
10 総合課税	コ	※裏面③に記入したものを転記して ください	
11 短期	サ		
12 長期	シ		
13 一時	シ		

所得控除	所得控除金額
13 社会保険料控除 A国民健康保険支払額 B介護保険支払額 C国民年金支払額 Dその他(後期高齢者医療等)	A+B+C+D
14 小規模企業共済等掛金控除	
15 生命保険料控除 新生命保険料支払額 旧生命保険料支払額 新個人年金保険料支払額 旧個人年金保険料支払額 介護医療保険料支払額	生命保険料支払額から算出した控除額
16 地震保険料控除 地震保険料支払額 旧長期損害保険料支払額	地震保険料等支払額から算出した控除額
17 医療費控除 □1.従来の医療費控除 □2.セルフメディケーション 税制による特別(どちらかを選択)	□1の場合40万円と総所得 金額等の5%のいずれか 少ない方の金額。2の場合 12,000円

扶養親族等 (別居の場合は裏面⑦にもご記入ください)	配偶者の合計所得金額	調整
配偶者(特別)控除 氏名(氏名) (生年月日) 明・大・高 平・令・高 年 月 日 21又は22欄に控除額 (障害者控除) 調整 □ 身体 精神 障 度 認定	円	
扶養控除 ① 氏名(氏名) (生年月日) 明・大・高 平・令・高 年 月 日 23欄 (状況) 同居 別居 個人番号 (障害者控除) 調整 □ 身体 精神 障 度 認定	円	
② 氏名(氏名) (生年月日) 明・大・高 平・令・高 年 月 日 23欄 (状況) 同居 別居 個人番号 (障害者控除) 調整 □ 身体 精神 障 度 認定	円	
③ 氏名(氏名) (生年月日) 明・大・高 平・令・高 年 月 日 23欄 (状況) 同居 別居 個人番号 (障害者控除) 調整 □ 身体 精神 障 度 認定	円	
④ 氏名(氏名) (生年月日) 明・大・高 平・令・高 年 月 日 23欄 (状況) 同居 別居 個人番号 (障害者控除) 調整 □ 身体 精神 障 度 認定	円	
⑤ 氏名(氏名) (生年月日) 明・大・高 平・令・高 年 月 日 23欄 (状況) 同居 別居 個人番号 (障害者控除) 調整 □ 身体 精神 障 度 認定	円	
⑥ 氏名(氏名) (生年月日) 明・大・高 平・令・高 年 月 日 23欄 (状況) 同居 別居 個人番号 (障害者控除) 調整 □ 身体 精神 障 度 認定	円	

寄附金に関する事項 ※領収書	住宅借入金等特別税額控除に関する事項 ※源泉徴収票
① 都道府県・市区町村分 (ふるさと納税分) 円	住宅借入金等特別税額の額 円
② 住所地の共同募金会 円	住宅借入金等特別税額可能額 円
③ 住所地の任意会 円	居住開始年月日 平・令・高 年 月 日
④ 住所地の任意会 円	1 生活状況
	2 非居住者
	3 強制送付
	4 強制不送
	5 本人専従

⑧ 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市民税・都民税の徴収方法の選択
給与から差引き(1.特別徴収) 自分で納付(2.普通徴収)

※証明書類は、この申告書には必ず必要な書類の一例です。必ずお持ちください。

遺族年金・障害年金のみの方は②収入があった方欄に記入しないでください。

6-4 変更等報告

Q 16 融資申込者が繰上完済した場合はどうすればよいか。

利子補助終了となりますので、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書に変更内容が客観的にわかる資料を添えて、市へご報告ください。→ 【7】(43 ページ)

利子補助対象期間は、繰上完済日までです。

Q 17 代位弁済の場合はどうすればよいか。

代位弁済の可能性が生じた時点で、市にご連絡ください。

代位弁済が実行されると利子補助終了となります。速やかに町田市中小企業融資変更等報告書に変更内容が客観的にわかる資料を添えて、市へご報告ください。→ 【7】(44 ページ)

利子補助対象期間は、融資申込者が自ら利払いした最終利払日（利息計算日）までです。

Q 18 融資申込者が町田市外へ移転した場合はどうすればよいか。

利子補助終了となりますので、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書に変更内容が客観的にわかる資料を添えて、市へご報告ください。→ 【7】(46、47 ページ)

利子補助対象期間は、融資申込者の所在地（住所）移転日までとなり、登記日（届出日）ではありません。

Q 19 本店は町田市外に移転したが、営業所が町田市内にある場合に、必要な手続きは。

本店が町田市外に移転した旨を、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。その際、営業所が町田市内にあることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、決算書の勘定科目内訳明細書や賃貸借契約書などで、町田市内に事業所があることがわかるもの）を添付してください。→ 【7】(46 ページ)

町田市内での事業実態が確認できない場合は、利子補助終了となります。

Q 20 融資申込者が利子未払いの場合はどうすればよいか。

連続する3か月間利子の支払いが確認されなかった場合、**利子補助終了**となりますので、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書の〈変更事項〉「7 その他」に状況をご記載いただき、内容が客観的にわかる資料を添えて市へご報告ください。

利子補助対象期間は、融資申込者が自ら利払いした最終利払日（利息計算日）までです。

Q 21 融資実行後、条件変更（リスク）した場合はどうすればよいか。

速やかに町田市中小企業融資変更等報告書に変更内容が客観的にわかる資料を添えて、市へご報告ください。→【7】(48 ページ)

ア 月々の**利子額が減額**される内容の条件変更は、**利子補助終了**となります。

イ 月々の**返済額の減額**や返済の期限延長などの条件変更は、当初決定通りの利子補助金額を上限として交付します（利子補助は継続されます）。

Q 22 当初の融資期間終了後にも、条件変更の報告は必要か。

返済期限の延長等により、当初の融資期間（利子補助対象期間）を過ぎた後に、条件変更に係る報告は不要ですが、当該融資を完済（期限後完済）しましたら、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書に変更内容が客観的にわかる資料を添えて、市へご報告ください。

利子補助を終了した後も、市制度融資ご利用中であれば、新規でご利用する際の融資限度額に抵触しますので、必ずご対応ください。

Q 23 個人事業主が法人成り、もしくは法人が個人成りした場合どうすればよいか。

市制度融資の債務を引き継ぐ場合、利子補助は継続します。→【7】(49 ページ)

<個人事業主が法人成りした場合>

次の書類を添えて、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。

ア 法人成りした中小企業者の履歴事項全部証明書（コピー可）

イ 事業を引き継いで法人成りした中小企業者が債務を引き受けたことを証明する書類（重疊的債務引受契約書や免責的債務引受契約書など）の写し

<法人が個人成りした場合>

次の書類を添えて、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。

ア 個人事業主の開業届の写し

イ 事業を引き継ぐ個人事業主が債務を引き受けたことを証明する書類（重疊的債務引受契約書や免責的債務引受契約書など）の写し

Q 24 法人成りの際に、市制度融資の債務を法人に引き継がない場合、利子補助は。

市制度融資の債務を引き継がない場合、**法人成りの時点で補助停止**となります。

Q 25 市制度融資を利用中の個人事業主が、承継者に事業を承継した場合の手続きは。

原則として、事業を承継した場合はこれまでの事業実績も承継したものとみなします。利用中の市制度融資について承継者が債務引受人となった場合は、次の書類を添えて、事業主が変更した旨速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。

ア 承継者の開業届の写し

イ 承継者が債務を引き受けたことを証明する書類（重畳的債務引受契約書や免責的債務引受契約書など）の写し

Q 26 取扱支店を変更する場合の手続きは。

取扱支店を変更した旨を、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。その際、既存の保証書の支店名を支店印又は押切印で訂正した信用保証書（控）も添付してください。

Q 27 事業者の姓が変わった場合の手続きは。

姓を変更した旨を、速やかに町田市中小企業融資変更等報告書にて市へご報告ください。その際、旧姓が分かる資料（住民票の写しや免許証など）を添付してください。

6-5 その他

Q 28 利子補助金の計算式はどのようなものか。

<利息>

（日割・前取）残高×融資利率×日数÷365（円未満切り捨て）

（日割・後取）前月残高×融資利率×日数÷365（円未満切り捨て）

（月割・後取）前月残高×融資利率÷12 ※月割の初回・最終回は日割で算出

<補助額>

利息（円未満切り捨て）×補助利率÷融資利率（円未満切り捨て）

なお、月々の返済額の減額の条件変更の場合、当初の融資内容で決定した利子補助金額が上限額となります。再計算はしていません。

Q 29 他の融資の借換は可能か。

市制度融資や都制度融資など、融資の種類に関わらず、借換は不可です。

Q 30 創業資金の要件である「5年未満」とは、いつからいつまでを指すか。

法人の場合、設立届の設立日から金融機関受付日までです。個人事業主の場合、原則開業届の開業日から金融機関受付日までです。

7 様式・記入例

各様式は、町田市ホームページに掲載しております。

年度途中で様式が変更になる場合もございますので、町田市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

<町田市ホームページ> 町田市中企業融資制度 [金融機関ご担当の方へ](#)
トップページ > 事業者の方へ > 融資・支援 > 融資制度 > 町田市中企業融資制度
> 金融機関ご担当の方へ

記入例

金融機関 受付 2025年 4月 1日
TEL 042-724-2129
担当 町田 一郎

都制度と連携する場合は該当する制度に○してください。
 小 設備立地・創業
 事業支援・経営一般・ウクライナ

町田市中小企業 該当しない場合は記入不要です。 金融機関控

下記のとおり資金を借り受けたいので、関係書類を添えて申し込めます。

【事業者申請日】 年 月 日 申請

商号 又は 屋号(個人)	フリガナ カ. マチダ ショウテン 株式会社 町田商店	創業(開業) 年月	(大/中/小/令) 年 4 月
代表者名 又は 経営者名(個人)	フリガナ マチダ タロウ 代表取締役 町田 太郎	業種	建設業 / 製造業 理髪業 / 卸売小売業 不動産業 / サービス業 情報通信業 / 金融・保険業 飲食・宿泊業 / 医療・福祉 教育・学習支援業 その他()
本店登記地 又は 住居登録地(個人)	T 194-8520 町田市森野2-2-1 Tel 042-724-2129	<input type="checkbox"/> 創業資金 <input type="checkbox"/> 創業特例 (創業プロジェクト採択者) <input type="checkbox"/> 創業前 <input type="checkbox"/> 創業5年未満 <input type="checkbox"/> 分社化 <input type="checkbox"/> 緊急資金 <input type="checkbox"/> 事業承継資金(一般) <input type="checkbox"/> 承継特例 <input type="checkbox"/> 事業承継資金(承継者側)	
主な家族の 所在地		<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <補助利率優遇(0.15引上げ)要件> <input type="checkbox"/> 町田商工会議所の「経営指導内容証明書」 <input type="checkbox"/> 指定商店会会員 (1年以上加入) <input type="checkbox"/> 町田市勤労者福祉サービスセンター会員 (1年以上加入) <input type="checkbox"/> 町田市トライアル発注認定事業者 (認定期間中に限る)	
資金の種類		<input type="checkbox"/> 許認可証【要】の場合は必ず添付資料の提出をお願いします。	
連帯保証人 氏名 生年月日	フリガナ マチダ タロウ 町田 太郎 生年月日 S47年 4月 1日	許認可証 ※「要」の場合は資料を添付してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 要・不要
連帯保証人 住所	T 194-8520 町田市森野2-2-1 Tel 042-724-2129	借入期間	60 か月 (うち繰上 0 か月)
取扱金融機関	町田 銀行 町田 支店	融資申込額	15.00 千円
利払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 利子前取・利子後取 休日延滞(利息計算日)	前営業日 <input checked="" type="checkbox"/> 翌営業日 休日なし	融資実行金額 10.000 千円
実行年月日	2024年 4月 1日 返済期限 2029年 3月 31日	貸付利率	年利 1.9 %
	で 各回 167.000 円 円 毎月返済日 末日	補償利率	利 1.50 %

法人の場合、生年月日は代表者のものを記入してください。

実行年月日や毎月返済日など記入漏れがないか確認をお願いします。

信用保証書の通りにご記入ください。

記入例

金融機関	受付	年	月	日	市役所	受付	年	月	日
	TEL					番号	-		
	担当					担当			

都制度と連携する場合は該当する制度に○してください。

小 ・ 設備立地 ・ 創業
事業承継 ・ 経営一貫 ・ ウクライナ

町田市中小企業融資実施報告書

町田市
報告用

下記のとおり資金を借り受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

〔事業者申請日〕 年 月 日 申請

商号 又は 屋号(個人)	フリガナ	創業(開業) 年月	(大/中/小/令) 年 月	
代表者名 又は 経営者名(個人)	フリガナ (大/中/小/令) 年 月 日 (歳)	業種	※法人成りの場合、個人事業者の上の年月をご記入ください。 建設業 / 製造業 運輸業 / 卸売小売業 不動産業 / サービス業 情報通信業 / 金融・保険業 飲食・宿泊業 / 医療・福祉 教育・学習支援業 その他 ()	
本店登記地 又は 住居登録地(個人)	〒 (Tel)	※該当する事項に○をしてください。		
主な営業所の所在地	〒 (Tel)			
資金の種類 <small>※該当する資金の種類の□にチェックを入れてください。</small>	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金		<input type="checkbox"/> 創業資金 <input type="checkbox"/> 創業特例 (創業プロジェクト証明書)	
	<補助利率優遇(0.1%引上げ)条件> <input type="checkbox"/> 町田商工会議所の「経営指導内容証明書」 <input type="checkbox"/> 指定商店会会員 (1年以上加入) <input type="checkbox"/> 町田市勤労者福祉サービスセンター会員 (1年以上加入) <input type="checkbox"/> 町田市トリアル発庄認定事業者 (認定期間中に限る)		(<input type="checkbox"/> 創業前 <input type="checkbox"/> 創業5年未満 <input type="checkbox"/> 分社化)	
	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金		<input type="checkbox"/> 緊急資金	※事前に町田市が発行する「対象者確認書」の取得が必要です。
	<補助利率優遇(0.1%引上げ)条件> <input type="checkbox"/> 町田市トリアル発庄認定事業者 (認定期間中に限る) <input type="checkbox"/> 特定都市施設整備(変更)協議済事業者		<input type="checkbox"/> 事業承継資金(一般) <input type="checkbox"/> 承継特例 <input type="checkbox"/> 事業承継資金(承継者個人)	
		<input type="checkbox"/> まちづくりto(いーこと)整備資金 ※事前に町田市が発行する「対象者確認書」の取得が必要です。		
		許認可証 <small>※「要」の場合は資料を添付してください。</small>	要・不要	
		借入期間	か月 (うち繰上 か月)	
取扱金融機関	行 支店	融資申込額	千円	
利払方法	利子前取・利子後		円	
実行年月日	年 月		%	
返済方法	年 月から		%	
	初回 円 / 返済 円 毎月返済口			

〈法人の場合〉
法人の本店所在地、法人名、役職名、代表者名を記入してください。
代表者の欄には、法人の実印を押印してください。

上記のとおり町田市中小企業融資を実行しましたので報告します。
〔金融機関報告日〕 年 月 日

委任状

私は、上記取扱金融機関を代理人と定め、利子補助金の申請、請求および受領の権限を委任します。

住所 町田市森野2-2-
委任者 株式会社 町田商店
[借受者] 氏名 代表取締役 町田 太郎



20250401

変更等報告書

町田市中小企業融資変更等報告書

年 月 日

町田市長 様

金融機関名
支店長名

印

担当者

下記のとおり変更等がありましたので、報告します。

変更前法人名/ 個人事業主名			
変更前所在地			
融資内容	当初実行日	年 月 日	当初実行金額 円

<完済・返済事項>

※該当事項の金額日付を記載、下記内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	円	年 月 日	

<変更事項> ※変更事項に○をし、変更前・変更後の記載、また各添付資料をご用意ください。

		変更前	変更後
1	事業主名又は代表者名 添付資料：変更後の住民票（写し）	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 氏名 生年月日
2	事業所名 添付資料：変更後の履歴事項全部 証明書（写し）	フリガナ 事業所名	フリガナ 事業所名
3	(法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部 証明書（写し）	〒 TEL	〒 TEL
4	(個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	〒 TEL	〒 TEL
5	返済方法 リスケ（一部繰上返済は上段の完済・ 返済事項①を記入） 添付資料：変更保証書		資料にて確認
6	企業形態（法人⇄個人） (法人成り)債務引受契約書、株主総会 の議事録、履歴事項全部証明書など (個人成り)債務引受契約書、個人事業 主の開業届など		資料にて確認
7	その他 ()		

■市記入欄

-	-	-	-
---	---	---	---

(2024.4)

記入例

変更前の内容を記入してください

小企業融資変更等報告書

**記入例①
繰上完済・一部繰上返済の場合**

下記のとおり変更等を行いましたので、ご報告いたします。

変更前法人名／ 個人事業主名	(株)町田商店	
変更前所在地	町田市森野2-22-22	
融資内容	当初実行日 R2年 3月 31日	当初実行金額 10,000,000円

<完済・返済事項>

※該当事項の金額日付を記載。下記内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	3,500,000円	R6年 3月 31日	/
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。		年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済			年 月 日

**返済元金金額と繰上完済日
もしくは一部繰上返済日が照合できる書類
を添付してください。
(取引明細照会票等)**

<変更事項> ※変更事項

変更前	変更後	変更前	変更後
1 事業主名又は代表者名 添付資料：変更後の住民票（写し）	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 氏名 生年月日
2 事業所名 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	フリガナ 事業所名	フリガナ 事業所名	フリガナ 事業所名
3 (法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	〒 TEL	〒 TEL	〒 TEL
4 (個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	〒 TEL	〒 TEL	〒 TEL
5 返済方法 リスケ（一部繰上返済は上段の完済・返済事項①を記入） 添付資料：変更保証書	/	/	資料にて確認
6 企業形態（法人/個人） (法人成り)債権引受契約書、株主総会の議事録、履歴事項全部証明書など (個人成り)債権引受契約書、個人事業主の関連届など	/	/	資料にて確認
7 その他 ()			

■市記入欄

-	-	-	-
---	---	---	---

(2024.4)

記入例

変更前の内容を記入
してください

記入例②代位弁済の場合

小企業融資変更等報告書

年 月 日

下記のとおり変更等を行いましたので、報告します。

変更前法人名/ 個人事業主名	(株)町田商店	
変更前所在地	町田市森野2-22-22	
融資内容	当初実行日 R2年 3月 31日	当初実行金額 10,000,000 円

<完済・返済事項>

※該当事項の金額日付を記載、下記内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	3,500,000 円	R6年 3月 31日	R6年 1月15日 (利息計算期間) R6年 1月16日～ R6年 2月15日
③ 期限後完済	円	年 月 日	

<変更事項> ※変更事項に〇をし、後の記載。また各添付資料をご用意ください。

1	事業主名又は代位 添付資料：変更後	返済元金金額、代位弁済日、最終利払日、 利息計算期間が照合できる書類を 添付してください。 (取引明細照会票等)	
2	事業所名 添付資料：変更後 証明書（写し）		
3	(法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部 証明書（写し）	〒	〒
		TEL	TEL
4	(個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	〒	〒
		TEL	TEL
5	返済方法 リスケ（一部繰上返済は上記の完済・ 返済事項①を記入） 添付資料：変更保証書	資料にて確認	
6	企業形態（法人⇄個人） (法人成り)債権引受契約書、株主総会 の議事録、履歴事項全部証明書など (個人成り)債権引受契約書、個人事業 主の開業届など	資料にて確認	
7	その他 ()		

■市記入欄

-	-	-	-
---	---	---	---

(2024.4)

記入例

変更前の内容を記入
してください

小企業融資変更等報告書

年 月 日

記入例③期限後完済の場合

担当者

下記のとおり変更等を行いましたので、報告します。

変更前法人名/ 個人事業主名	(株)町田商店	
変更前所在地	町田市森野2-22-22	
融資内容	当初実行日 H27年3月31日	当初実行金額 10,000,000円

<完済・返済事項>

※該当事項の金額日付を記載、下記内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	/
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日 (利息計算期間) 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	500,000円	R6年3月31日	/

<変更事項> ※変更事項に該当する場合は、変更前・変更後の記載、また各添付資料をご用意ください。

	変更前	変更後
1 事業主名又は個人事業主名 添付資料：変更前・変更後の印鑑証明書（写し）		
2 事業所名 添付資料：変更前・変更後の印鑑証明書（写し）		
3 (法人)本店住所 添付資料：変更前・変更後の印鑑証明書（写し）		
4 (個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	TEL 〒	TEL 〒
5 返済方法 リスク（一部繰上返済は上段の完済・返済事項①を記入） 添付資料：変更保証書	TEL	TEL 資料にて確認
6 企業形態（法人⇄個人） （法人成り）債権引受契約書、株主総会の議事録、履歴事項全部証明書など （個人成り）債権引受契約書、個人事業主の開業届など	TEL	TEL 資料にて確認
7 その他 ()		

**返済元金金額、完済日が照合できる書類を添付してください。
(取引明細照会票等)
※約定完済の場合は提出不要です。**

■市記入欄

-	-	-	-
---	---	---	---

(2024.4)

記入例

変更前の内容を記入してください

記入例④⑤⑥ 代表者・事業所名・法人住所変更の場合

下記のとおりに変更等報告書を作成し、報告します。

変更前法人名/ 個人事業主名	(株)町田商店	
変更前所在地	町田市森野2-22-22	
融資内容	当初実行日 R1年 3月 31日	当初実行金額 10,000,000円

<完済・返済事項>

※該当事項の金額日付を記載、下記内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済			
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入 ください。			月 日 (利 算期間) 月 日~ 月 日
③ 期限後完済			

変更後の内容が照合できる書類を添付してください。

(住民票、履歴事項全部証明書等)

※添付書類は発行から3か月以内のもの、写し可。

<変更事項> ※変更事項に○をし、変更後の記載、また各添付資料をご用意ください。

	変更前	変更後
1 事業主名又は代表者名 添付資料：変更後の住民票（写し）	フリガナ マチダ タロウ 氏名 町田 太郎 生年月日 S47. 4. 1	フリガナ マチダ ハナコ 氏名 町田 花子 生年月日 H5. 1. 1
2 事業所名 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	フリガナ カ)マチダショウテン 事業所名 (株)町田商店	フリガナ カ)エムホールディングス 事業所名 (株)Mホールディングス
3 (法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	〒 194-8520 町田市森野2-22-22 TEL 042-724-2129	〒 XXX4-8XXX 神奈川県横浜市●-▲-□ 営業所は市内にあり TEL 090-XXXX-8XXX
4 (個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	〒	〒
5 返済 事項 添付		
6 企業 事業 (法人 開業		
7 その他 (

本店が市外転出の場合は、

- ・「営業所は市内にあり」/「市外転出」のどちらかを記入。
- ・(市内にある場合)

市内住所が分かる書類を添付

(例)・履歴事項全部証明書(支店登記)

・決算書の勘定科目内訳明細書(地代家賃等内訳書ページ)

・賃貸契約書(倉庫等の事業所と判断できない場合は不可)

など

■市記入欄	-	-	-
-------	---	---	---

記入例

変更前の内容を記入してください

記入例①個人事業主住所変更の場合

担当者 _____

下記のとおり変更等が _____ したので、報告します。

変更前法人名/ 個人事業主名	町田 次郎	
変更前所在地	町田市森野2-●-▲	
融資内容	当初実行日 R1 年 3 月 31日	当初実行金額 10,000,000 円

<完済・返済事項>

※該当事項の金額日付を記載、下記内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日（利息計算期間） 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	円	年 月 日	

<変更事項> ※変更事項に○をし、変更前・変更後の記載、また各添付資料をご用意ください。

	変更前	変更後
1 事業主名又は代表者名 添付資料：変更後の _____		
2 事業所名 添付資料：変更後の _____ 書（写し）		
3 (法人)本店住所・事業所住所 添付資料：変更後の _____ 書（写し）		
4 (個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	TEL _____ 〒 194-85XX 町田市森野2-●-▲ TEL 042-724-XXXX	252-XXXX 神奈川県相模原市●▲-1 営業所は市内にあります。 090-XXXX-XXXX
5 返済方法 リスク（一部繰上返済は上段の完済・返済 _____）		資料にて確認

変更後の内容が照合できる書類を添付してください。
(住民票)

※添付書類は発行から3か月以内のもの、写し可。

住所(営業所)が市外転出の場合は、

・「住所(営業所)は市内にあり」/「市外転出」のどちらかを記入。

・(市内にある場合)

市内住所が分かる書類を添付

(住所)住民票

(営業所)賃貸契約書(倉庫等の営業所と判断できない場合は不可)

など

記入例

変更前の内容を記入
してください

記入例⑧リスクの場合

小企業融資変更等報告書

年 月 日

印

担当者

下記のとおり変更等が...したので、報告します。

変更前法人名/ 個人事業主名	(株)町田商店		
変更前所在地	町田市森野2-22-22		
融資内容	当初実行日 R2年 3月 31日	当初実行金額	10,000,000円

<完済・返済事項>

※該当事項の金額日付を記載、下記内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日（利息計算期間） 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	円	年 月 日	

<変更事項> ※変更事項に○をし、変更前・変更後の記載、また各添付資料をご用意ください。

	変更前	変更後
1 事業主名又は代表者名 添付資料：変更後の住民票（写し）	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 氏名 生年月日
2 事業所名 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）		
3 (法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）		
4 (個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）		
5 返済方法 リスク（一部繰上返済は上段の完済・返済事項①を記入） 添付資料：変更保証書	TEL	TEL 資料にて確認
6 企業形態（法と個人）		
(法人成り)債務引受契約書、株主総会の議事録、履歴事項全部証明書など (個人成り)債務引受契約書、個人事業主の開業届など		資料にて確認
7 その他 ()		

変更保証書を
添付してください。

■市記入欄		-		-		-	
-------	--	---	--	---	--	---	--

記入例

変更前の内容を記入してください

中小企業融資変更等報告書

金支

記入例⑨ 法人(個人)成りの場合

下記のとおり変更等がなされたので、報告します。

変更前法人名/ 個人事業主名	町田 まち子		
変更前所在地	町田市森野□一●一▲▲		
融資内容	当初実行日 R2年 3月 31日	当初実行金額	15,000,000円

<完済・返済事項>

※該当事項の金額日付を記載、下記内容を照合できるもの（取引明細照会票等）を添付してください。

	返済元金金額	繰上完済・代位弁済日	最終利払日
① 繰上完済、一部繰上返済	円	年 月 日	
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	年 月 日（利息計算期間） 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後完済	円	年 月 日	

<変更事項> ※変更事項に○をし、変更前・変更後の記載、また各添付資料をご用意ください。

	変更前	変更後
1 事業主名又は代表者名 添付資料：変更後の住民票（写し）		
2 事業所名 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）		
3 (法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）		
4 (個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）		
5 返済方法 リスク（一部繰上返済は上段の完済・返済事項①を記入） 添付資料：変更保証書		資料にて確認
6 企業形態（法人⇄個人） （法人成り）債務引受契約書、株主総会の議事録、履歴事項全部証明書など （個人成り）債務引受契約書、個人事業主の開業届など		資料にて確認
7 その他		

以下書類にて内容を確認いたします。
【共通】
・(重疊的・免責的)債務引受契約書の写し
・開業・廃業届の写し

【法人成り】
・履歴事項全部証明書の写し
・(あれば)株主総会の議事録

■市記入欄

-		-		-		-	
---	--	---	--	---	--	---	--

記入例

町田市長 様
 町田 月 日
 印

記入例⑩ 支店長変更等の金融機関変更事項

下記のとおり変更等がありましたので、報告します。

変更前法人名/ 個人事業主名			
変更前所在地			
融資内容	当初実行日	日 日	当初実行金額 円

※該当事項の金額日付を記載、下記に記入してください。

① 繰上返済、一部繰上返済			
② 代位弁済 ※利息計算期間も記入してください。	円	年 月 日	日（利 期間） 年 月 日～ 年 月 日
③ 期限後返済	円	年 月 日	

こちらの欄は記入不要です。
下記の変更事項 7 の欄に記入してください。

<変更事項> ※変更事項に○をし、変更前・変更後の記載、また各添付資料をご用意ください。

	変更前	変更後
1 事業主名又は代表者名 添付資料：変更後の住民票（写し）	フリガナ 氏名 生年月日	フリガナ 氏名 生年月日
2 事業所名 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	フリガナ 事業所名	フリガナ 事業所名
3 (法人)本店住所・事業所所在地 添付資料：変更後の履歴事項全部証明書（写し）	〒 TEL	〒 TEL
4 (個人事業主)住所・事業所所在地 添付資料：変更後の住民票（写し）	〒	〒
5 返済方法 リスク（一部繰上返済は上段の完済事項①を記入） 添付資料：変更保証書		
6 企業形態（法人⇄個人） （法人成り）債務引受契約書、株主総会の議事録、履歴事項全部証明書など （個人成り）債務引受契約書、個人事業主の専業認など		資料にて確認
7 その他 (支店長の変更)	●田 ▽郎	□藤 ▲介

支店長の変更等、
金融機関情報の変更がありましたら、
こちらの欄に記入してください。
支店長のみの変更は資料不要です。

-	-	-	-
---	---	---	---

(2024.4)

町田市中小企業融資制度緊急資金対象者確認書

年 月 日

町田市長 石坂 丈一 様

(申請者)
住 所
名 称
氏 名
電 話 番 号

私は下記事由により、町田市中小企業融資制度の緊急資金の融資対象者に該当することを確認
願います。

記

(該当するいずれかの番号に○、減少率要件があるものは減少率計算を記入)

1 最近3か月の売上合計額が前年同期の売上合計額に比べ、5%以上減少している場合

2 災害や事故等により経営の安定に支障を生じている場合

【事由】

【減少率計算】

対象年月	売上高	比較年月	売上高
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	(A) 円	年 月	(B) 円

(B) 円 - (A) 円 × 100 = %

(B) 円 ※小数点第2位切り捨て

3 町田市が行う住所整理に伴い事業資金を必要としている場合

（留意事項）
緊急資金の融資実行においては、緊急資金対象者確認書を含め、金融機関を通じて所定の書類を市へ提出する必要があります。書類不備等により補助対象者として受けできない場合がありますので予めご了承ください。

町田市受付日 年 月 日
認定日 認定第 年 月 日

町田市中小企業融資制度の緊急資金の融資対象者に該当することを確認する。

町田市長 印

まちだ ECO to (いーこと) 整備資金融資対象設備確認書

町田市中小企業融資制度
まちだ ECO to (いーこと) 整備資金融資対象設備確認書

町田市長 様

申請日 年 月 日

住所(所在地)
事業者名 印
電話番号

私は下記のとおり設備整備を行いますので、町田市中小企業融資制度の本融資対象設備に該当することを確認願います。

記

(1) 対象設備設置場所(設備を設置する建物等の所在地又は住所を記載してください) 町田市
(2) 対象設備(以下の該当設備に○をしてください) 太陽光発電システム・太陽熱利用システム、蓄電池システム、 次世代自動車※1()、充電設備※2() ※1 電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車・バス・トラック(PHEV)、燃料電池自動車・バス・トラック(FCEV) ※2 充電設備: 超急速、急速、普通、V2H、外部給電器 メーカー名: 型 式:

(要件チェックリスト) ※要件を確認し、申請者欄に【✓】を入力してください。

no	要件	申請者 確認欄
1	対象設備は町田市内に設置する(※)	
2	対象設備は事業所用として使用する(住居用ではない)	
3	メーカー及び型式などの仕様が分かるもの(カタログ等)を本確認書に添付している	

(※) 車両の場合は、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が町田市内であること。

町環政第 号
(no)
年 月 日

町田市中小企業融資制度のまちだ ECO to (いーこと) 整備資金の融資対象設備に該当することを確認しました。

町田市長 印

小規模企業特別資金 加入者確認書

【商店会会員用】

【町田市中小企業融資申込書と一緒に申込金融機関（取扱）にご提出ください。】

町田市小規模企業特別資金「加入者確認書」
(商店会会員用)

申 込 者	(フリガナ)	
	商号(個人の場合) 又は 法人名(法人の場合)	
	(フリガナ)	
	氏名(個人の場合) 又は 代表者名(法人の場合)	
	営業所住所 (商店会に所属する)	〒 町田市 (Tel))
	※下記の証明または、裏面に市内商店会に1年以上加入していることが確認できる書類(会費の領収書・商店会会員の名簿・商店会総会資料等々)を貼付。 上記申込者は、当商店会に1年以上会員であることを証明いたします。 平成 年 月 日 所在地 _____ 商店会名 _____ 会長名 _____ 印	

(表)

【町田市中小企業融資申込書と一緒に申込金融機関（取扱）にご提出ください。】

市内商店会に1年以上加入していることが確認できる書類(会費の領収書・商店会会員の名簿・商店会総会資料等々)(コピー可)

上記書類を特内に貼付(または添付)してください。

貼 付

(裏)

【勤労者福祉サービスセンター会員用】

町田市小規模企業特別資金「加入者確認書」
(一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター会員用)

申 込 者	(フリガナ)	
	商号(個人の場合) 又は 法人名(法人の場合)	
	(フリガナ)	
	氏名(個人の場合) 又は 代表者名(法人の場合)	
	本社(登記上) 又は 現住所(住民登録地) 又は 営業所	〒 町田市 (Tel))
	※ 下記の証明または、裏面に一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターへ1年以上加入していることが確認できる書類等を貼付。(通帳コピー可) 上記申込者は、当勤労者福祉サービスセンターに1年以上会員であることを証明いたします。 平成 年 月 日 東京都町田市森野2-27-10五木コーポ森野1階 一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター 理事長名 _____ 印	

(表)

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターへ1年以上加入していることを確認できる書類等(コピー可)
(一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター会員用)

下記枠内に貼付してください。

貼 付

(裏)

事業承継計画書（5枚つづり）、事業計画書（事業承継）（3枚つづり）

事業計画書（5枚つづり）

事業承継計画書

平成 年 月 日

(申込者) 住 所 _____
 名 称 _____
 代 表 者 _____ 印
 電 話 _____ () _____

「経営支援融資（事業承継支援型（略称：事業承継）」を申し込むため、この書類を提出します。

< 承継の区分 > (該当するものいづれかに○印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	代表者の交代（承継を行う申込者（法人）が引き続き事業を行う。）
<input type="checkbox"/>	事業の譲渡（申込者（法人・個人）が事業の譲渡を受け、事業を行う。）

< 承継者の区分 > (該当するものいづれかに○印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	親族内承継（被承継者の親族が、事業を承継する。）
<input type="checkbox"/>	従業員承継（承継する事業に従事している従業員が、事業を承継する。）
<input type="checkbox"/>	第三者承継（第三者が、事業を承継する。）

< 承継の範囲 > (該当するものいづれかに○印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	全部承継（承継が、被承継者の事業全部を対象とする。）
<input type="checkbox"/>	一部承継（承継が、被承継者の事業の一部を対象とする。）

注) この計画書は、融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

受付機関記入欄		保証協会記入欄	
(受付日)	(受付機関名)	(受付日)	(担当・内記)
			千円

(1枚目)

町田市中小企業振興課「事業承継（一般）」

1 被承継者（事業）の概要等

名 称	代 表 者 名	
資 本 金	平 均 業 業 高 額	人 決 算 期 月 日 決算
創 業 年 月	個人・個人	年 月 月
	{(個人から個人化した場合は、その時期：年 月 月)}	
承継予定日	年 月 日	
被承継事業(全体)の業種	※一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。	
子女(仮称)の(業種内訳)	※一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。	受継金額 % 見込金額 %
企業の沿革 本人の経歴	(現在までの営業年数：年 月)	
取引先の状況	公 司 名	情 況 注 意 事項
	株 主 名 簿	株 主 名 簿
納付状況	公 司 名	情 況 注 意 事項
	株 主 名 簿	株 主 名 簿
承継する事業の名称・業種場所(予定)	業 種 _____ 所在地 _____	

(2枚目)

※ 承継の区分が「代表者の交代」の場合は、下記の4及び6を記入し、「事業の譲渡」の場合は、下記の5及び6を記入してください。

4 承継計画 (※ 「代表者の交代」の場合に記入) (千円)

事業	承継期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
		(/期)									
売上高											
経常利益											
従業員数											
年 齢											
現 職 者											
関 係 者 の 理 解											
持 株 (%)											
年 齢											
役 職											
役 職 者											
持 株 (%)											
事業承継において計画的に取り組む事項											
本件の申込みに至った経緯											

(3枚目)

2 事業承継の経緯 (具体的に記入してください。)

(1) 承継者と被承継者(その代表者を含む。)の関係

(2) 事業承継を行う理由

3 事業承継の対象物

※ 承継の範囲が全部承継の場合、下表の記入は不要です。(承継時の貸借対照表を添付してください。)

対 象	金 額 (千円)	使 途 の 要 要
流動資産		
売掛債権 (売掛金・手形)		
在庫		
その他流動資産		
固定資産		
土地		
建物		
営業権・特許権・権利		
その他固定資産		
流動負債		
買掛債権 (買掛金・手形)		
短期借入金		
(うち保証付借入金)	()	
その他流動負債		
固定負債		
長期借入金		
(うち保証付借入金)	()	
その他固定負債		

(4枚目)

事業計画書（事業承継）（3枚つづり）

5 承継前後の損益実績及び計画 (※「事業の譲渡」の場合に記入) (千円)

	前		前		前		前	
	(前承継年度)	%	(前承継年度)	%	(前承継年度)	%	(前承継年度)	%
売上高		100		100		100		100
売上原価								
売上総利益								
販売管理費								
営業利益								
営業外収益								
営業外費用 (うち支払利息・割引料)	()	()	()	()	()	()	()	()
経常利益								
特別損益								
法人税等								
当期純利益								
減価償却費								
従業員数	人		人		人		人	

売上高・利益の増減、財源不足の補填方法等 (この欄に書ききれない場合は、適宜、別紙に記載してください)

本件の申込みに至った経緯

6 資金計画

調達先	金額(千円)	金利(予定・年利)	返済期間	備考
		%	年	(今回申込分)
		%	年	
		%	年	
自己資金		—	—	
その他		%	年	増資・資産売却・その他(○で囲む)
合計		—	—	

(5枚目)

事業計画書(事業承継)

平成 年 月 日

(申込者) 住所 _____
 名称 _____
 代表者 _____ 印
 電話 () () _____

「経営支援融資(事業承継支援型(略称:事業承継))」を申し込むため、この書類を提出します。

< 承継の区分 > (該当するものいづれかに○印を付けてください)

<input type="checkbox"/> 代表者の交代(承継を行う申込者(法人)が引き続き事業を行う。)
<input type="checkbox"/> 事業の譲渡(申込者(法人・個人)が事業の譲渡を受け、事業を行う。)

< 承継者の区分 > (該当するものいづれかに○印を付けてください)

<input type="checkbox"/> 親族内承継(被承継者の親族が、事業を承継する。)
<input type="checkbox"/> 従業員承継(承継する事業に従事している従業員が、事業を承継する。)
<input type="checkbox"/> 第三者承継(第三者が、事業を承継する。)

< 承継の範囲 > (該当するものいづれかに○印を付けてください)

<input type="checkbox"/> 全部承継(承継が、被承継者の事業全部を対象とする。)
<input type="checkbox"/> 一部承継(承継が、被承継者の事業の一部を対象とする。)

注) この計画書は、融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を經由して保証協会に送付されます。)

受付機関記入欄 (受付日)		保証協会記入欄 (受付日)	
			(該当・内定)

千円

(1枚目)

1 実施した事業承継の概要等

名称	代表者名
資本金	千円 従業員数 人 決算期 月決算
創業時期	個人・法人 明・大・昭・平 年 月 月 (個人から法人化した場合はその時期: 年 月 月)
承継実施日	年 月 日
被承継事業(全体の業種)	※一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。
主な取扱品目(業務内容)	※一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。 受注生産 % 見込生産 %
企業の沿革(本人の経歴)	(現在地での営業年数: 年 月)
取引先の状況	会社名 構成比(%) 回収条件(%) 現金 手形
	会社名 構成比(%) 回収条件(%) 現金 手形
納税状況	()年度 法人税・所得税 事業税 種類
	納税額 円 円 円 円 円 円 未納額 円 円 円 円 円 円

承継した事業の名称・実施場所 (申込者の本店又は支店登記が現在東京都内でない場合のみ記入してください)

名称 _____
所在地 _____

(2枚目)

2 事業承継の経緯(具体的に記入してください)

(1) 承継者と被承継者(その代表者を含む。)の関係

(2) 事業承継を行った理由

3 事業計画 (千円)

	承継前直近期	承継後1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	期(実績)	期(実績・計画)	期(実績・計画)	期(実績・計画)	期(実績・計画)	期(計画)
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売管理費						
営業利益						
営業外収益						
営業外費用(うち支払利息・割引料)	()	()	()	()	()	()
経常利益						
特別損益						
法人税等						
当期純利益						
減価償却費						
従業員数	人	人	人	人	人	人

売上高・利益の増減、財源不足の補填方法等 (この欄に書ききれない場合は、適宜、別紙に記載してください)

本件の申込みに至った経緯

(3枚目)

町田市中小企業融資制度に係る利用状況確認書

<利用条件あり>

市受付No. 24-
2025年4月1日

担当 様

※ご利用いただける方の基本要件を満たさない場合は、町田市中小企業融資制度の対象外となりますのでご注意ください(ご利用いただける方の基本要件は、事務手引き・しおりをご確認ください)。

利用 状況	法人名(屋号)	
	代表者(事業主)名	
	資金種類・用途	

上記事業者につきましては、選択された上記資金種類について、既に他金融機関で市制度が利用されています。なお、上記事業者が、貴金融機関において市制度を利用する際は、以下の①のいずれかの利用条件を満たす必要があります。

<利用条件>

①他の金融機関における借入れ分を完済する。

②市から「町田市中小企業融資制度残高確認書」の交付を受ける。

※融資限度額内で追加の融資を受ける場合に限る。

※町田市中小企業融資制度事務手引きにて手続きをご確認ください。

※残高確認書を取得せず融資実行した場合、利子補助対象外となる可能性があります。

町田市経済観光部産業政策課
中小企業融資担当

※この確認書は、確認日時点において町田市が把握している市制度利用状況を確認したものです。

委任状

委 任 状

年 月 日

町田市長 石阪 丈一 様

代理人（受任者）

金融機関名 _____ 支店名 _____

住 所（金融機関所在地） _____

氏 名（職員名） _____

電話番号 _____

金融機関の印

私は、上記の者を代理人として定め、下記の権限を委任します。

委任者

住 所 _____

名 称（法人名） _____

（代表者）氏名 _____

記

- 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請及び認定書の受領並びにその他これらに関する一切の権限
- 町田市中小企業融資制度緊急資金融資対象者確認書の申請及び確認書の受領並びにその他これらに関する一切の権限
- 町田市中小企業融資制度融資残高確認書の申請及び確認書の受領並びにその他これらに関する一切の権限

町田市中小企業融資制度融資残高確認書

年 月 日

町田市長 様

(申請者)
住 所
名 称
氏 名
電話番号

私が現在利用している町田市中小企業融資制度の融資残高については、下記のとおりであることを確認願います。

記

確認日 年 月 日

- 1. 運転資金、設備資金、
小規模企業特別資金、創業資金 (いずれかに○) ... 円
- 2. 緊急資金 円
- 3. 事業承継資金(一般) 円
- 4. 事業承継資金(承継者個人) 円
- 5. まちだ ECOto 整備資金 円

実行予定の融資を含め、各資金における融資限度額を超えないことを確認しました。

(留意事項)

融資実行においては、残高確認書を含め、金融機関を通じて所定の書類を市へ提出する必要があります。書類不備等により補助対象者として受けできない場合がありますので予めご了承ください。

町田市受付日 年 月 日

認定第 年 月 日
認定日

町田市中小企業融資制度の融資残高について、上記のとおりであることを確認しました。

町田市長 印

記入例

町田市中小企業融資制度融資残高確認書

2025年 4月 1日

町田市長 様

（申請者）
住 所 **町田市森野 2-2-22**
名 称 **株式会社 町田商店**
氏 名 **代表取締役 町田 太郎**
電話番号 **042-724-2129**

私が現在利用している町田市中小企業融資制度の融資残高については、下記のとおりであることを確認願います。

記

確認日 **2025年 4月 1日**

- | | | | |
|--------------------------------------------------|-------|-------------------|---|
| 1. 運転資金、設備資金、
小規模企業特別資金、 創業資金 （いずれかに□） | ... | 10,000,000 | 円 |
| 2. 緊急資金 | | _____ | 円 |
| 3. 事業承継資金（一般） | | _____ | 円 |
| 4. 事業承継資金（承継者個人） | | _____ | 円 |
| 5. まちだ ECOto 整備資金 | | _____ | 円 |

実行予定の融資を含め、各資金における融資限度額を超えないことを確認しました。

し点をお願いします。

の、金融機関を通じて所定の書類を市へ提出する必要があります。書類不備等により補助対象者と
るご了承ください。

町田市受付日 年 月 日

認定日 認定第 年 月 日

町田市中小企業融資制度の融資残高について、上記のとおりであることを確認しました。

町田市長 印